- 特記仕様書-

施工条件明示書

工事番号		I.	事名	令和7年度 東	田町線汚水管渠	築造工事	事務所名 角田	日市	
項	Į	条	件		内	容	施	江方法	備考
1 共通仕様書の適用						rるほか,本特記仕様書により施 記仕様書」「共通仕様書」の順と		5.	
2 主任技術者及び監理技術者(以下,配置技術者という。)の配置									
		0	② 契約工期初日以降,90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)						
(2)請負者が着手日を選	択出来る工事(フレックス工事)	0		初日以降,〇〇 共通特記仕様書		こよること。			
(3)上記以外		•	請負者は	,現場施工に着	手する日の指定	がない限り,原則として,契約工	期初日以降,30	日以内に現場施工に着る	F
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html						配置技術者の工	
3 特例監理技術者の配置		<u>'</u>							
		● 対象外 整設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする 1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)~(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア)本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下,「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目と同じであること。 (ウ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (エ)同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。) (オ)特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事でなければならない。 (カ)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。(キ)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ク)監理技術者を監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ク)監理技術者の配置とない工事であること。 (コ)維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等 (サ)配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。							
		3 本工事 登録を行		特例監理技術	者及び監理術者:	補佐の配置を行う場合又は配置	を要さなくなった	:場合は適切にコリンズ((CORIINS) ~Ø
4 積算基準及び設計単価の)適用期日								
(1)積算基準及び設計単	4価の適用について	⊚ ಹಕ	○ない	積算基準及び記	受計単価は公告	日の当月の基準及び単価として	いる。		
5 工程関係									
(1) 関連工事による施工	時期の調整	○ ಹಕ	● ない						
(2) 施工時期による制限		<u>ಿ</u> ಹತ	● ない						
(3) 関係機関等との協議	の未成立	● ಹಕ	○ない	警察(交通管理	者)				
(4) 関係機関等との協議	結果, 特定条件の付加	⊚ ಹತ	○ない	上記機関の結り	果による。				
6 公害対策関係									
(1) 施工方法, 機械施設	ま,作業時間等の制限	○ ಹಕ	● ない						
7 安全対策関係									
(1) 交通安全施設等の打	旨定	○ ಹತ	● ない						
(2) 占用埋設物との近接工事による		🔾 ಹತ	● ない						
施工方法,作業時間の制限									
8 排水工関係 (1) 濁水,湧水処理のたと	めの特別な対策の必要性	ಹಕ	● ない						
9 建設副産物対策関係(建設発生士)									
	(1) 建設発生土の処理・処分について								
						<u> </u>			
				処理·処分 名称	分する場所 所在地	処理·処分方法	距離	制限時間	備考
(2) 建設発生土	処理·処分	⊚ ಹಕ	○ない	角田市	東田町地内	自由処分	0.1 km	時 分~ 時 分	

10 建設副産物対策関係(建設発生)									
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。							
				処理・処分する場所	処理·処分方法	距離	制限時間		
		工事現場	内及び工具	事現場間で再利用する場合は, カ	他工管理及び契約方法等について	て, 施工計画打る	合せ時に監督職員と協議	養すること。	
(2) 建設発生土以外の 建設副産物 処理・処分コンクリート塊(無筋)		🔾 ಹಕ	●ない			km	時 分~		
	コンクリ ート塊(有筋)	🔾 ಹತ	● ない			km	時 分 ~ 時 分		
	アスファルト塊	⊚ ಹತ	○ない	角田市藤田字風呂地内	中間処理·再資源化施設	2.9 km	8 時 30 分 ~ 17 時 0 分		
	建設発生木材	○ ಹತ	● ない			km	時 分 ~ 時 分		
	建設汚泥	○ ಹತ	● ない			km	時 分~		
	その他	🔾 ಹತ	● ない			km	時 分 ~ 時 分		
(3) 再生材の利用		● ಹತ	○ない	種類·数量 再生密粒度As13、再生碎石RC-40					
11 現場環境改善		() ಹತ	● ない	内容					
12 品質証明									
(1)品質証明書および施工プロセ チェックリストの対象	ス品質確認	೦ ಹತ	● ない		上の工事および発注者が必要と認める工事。 編1-1-9および品質証明実施要領によること。				
(2)施工プロセス品質確認チェック	7リストの対象	○ ಹತ	● ない	上記に該当せず, 請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。					
13 標準的な設計図書による発注方式	式	🔾 ಹತ	● ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。					
14 資材関係									
(1)生コンクリート				使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品,又は同 音理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。					
(2)購入土			購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」,又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」 を提出すること。						
(3) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をグウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。			須	1.植生基盤材等,視線誘導標,型枠用合板は,原則として宮城県グリーン製品を用いること。					
		○ ಹತ	● ない	2. 盛土材,埋め戻し材					
		೦ ಹತ	● ない	3. その他()					
(4) 県内産製品の使用			● ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html					
(5)現場吹付法枠工			タルにおけ	- る圧縮強度の規格値は, 18N/m					
15 設計変更の手続き									
設計変更については、工事請負契約書第19条~第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14~1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。						るところである る。			
(1)設計変更の手続きについて		詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産業 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】							
16 その他									
(1)舗装の下請制限について		🔾 ಹತ	● ない	土木工事共通特記仕様書第1編	扁1-1-3によること。				
(2)「ダンプ土砂運搬等下請を行 工事費内訳調査」の対象		🔾 ಹತ	● ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。					
2 34				請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。					
(3)三者会議の対象の有無		೦ ಹಕ	⊚ ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発統を見りまと周加すること。 本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。					
(4)貸与資料の有無		ಿ ಹತ	⊚ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。					
(5)発注者支援(工事監督支援業	務)対象の有無	🔾 ಹತ	● ない	工事監督支援業務の受注者が 名・氏名)の通知を行うこと。	現場監督支援する場合,工事請負	負者対し「工事打	合せ簿」により担当技術	者(所属会社等	
(6) 法定外の労災保険の付保につ	ついて	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険にればならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。					すること。		
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無			● ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、 途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。			望する場合は,別		

働き方改革・生産性向上に関する事項

	条	件	内容				
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の	適用の有無						
	○対象	● 対象外	1. 対象工事の場合, 活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択する				
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事			こと。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合)				
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	○対象	● 対象外	なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。 設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も 対象外となる。				
18 業務効率化							
	○対象	● 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前				
(1)工事情報共有システムの活用			協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報 共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。				
(2)工事書類の簡素化の試行について	○ ಹ ೨	⑥ なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。				
(3)ウィークリースタンス等の推進	施要領」は	-基づき, 耳	協力のもと,建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし,「ウィークリースタンス等実 は組内容を受発注者間で協議及び共有し,工事を進めていくこととする。 城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)				
19 週休2日工事の適用の有無							
(1)週休2日工事	対象		1. 週休2日工事の対象工事の場合は、「角田市週休2日工事実施要領」に基づき行うこととする。 なお、週休2日工事の型式については、下記(2)、(3)のとおりする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを 踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に 週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。				
			実施困難工事 (例) の理由 ・作業日数が5日以内であると予想されることから,週休2日の確保が困難であるため				
(2)週休2日工事の型式	発注者 指定型 (現場閉 所型)		当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし,設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを 行うこととする。				
(3)週休2日工事の区分	1. 週休2日の区分は、「通期の週休2日」と「月単位の週休2日」とし、原則として「通期の週休2日」に取り組むものとする。 2. 当初発注においては、「通期の週休2日」を指定、積算している。 3. 「月単位の週休2日」な、受注者の希望型とし、工事者手前に受注者間で協議の上、実施の可否を決定する。なお、協議により「月単位の週休2日」を実施することとし、「月単位の週休2日」を達成した場合は、積算変更時に「月単位の週休2日」の補正係数に変更する。 (「通期の週休2日」:対象期間全体で、4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態。 「月単位の週休2日」:対象期間の全ての月において、4週8休以上の休日を取得したと認められる状態。						
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無							
(1)女性活躍推進モデル工事	○対象	● 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshikl/jgyokanri/)で確認のこと。				
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無	1						
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	○対象	● 対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。				
22 建設現場等における遠隔臨場の実施について			`w₀				
	「建設現場は現場は別点では、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	場におけるは、場の削減に は場の削減に いる。 は場を適用で により遠隔 確認項目に で	5遠隔臨場の実施 整隔臨場の実施 整隔臨場の実施は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)におけ こよる効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb 会議システム等を介し、「段階確 立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領(案)』の内容に する工種、確認項目 臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用 を選定することとする。				
	(1) 段階確認・材料確認、立会での確認 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と 「立会」を行うものである。 (2) 機器の準備 遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場 合は監督職員等と協議し決定するものとする。 (3) 遠隔臨場を中断した場合の対応 電波状況等により遠隔臨場か中断された場合の対応に で記録したものをメール等の代替手段で共有し、影音職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現 場臨場に変更することを妨げるものではない (4) 効果の検証 遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員等の指示による。 (5) 費用 遠隔臨場と通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員等の指示による。 (6) 不正行為 遠隔臨場にあいて故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、県内規(不良不適格業者排除マニュアル等)に従い、処分を 違隔臨場とおいて故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、県内規(不良不適格業者排除マニュアル等)に従い、処分を						

東日本大震災に伴う特例制度

東日本八展火に円7寸が耐度 ^項	条	件	内 容	施行方法 備	考
23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				, ,,,	
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	<u>ಿ</u> ಹಕ	⊚ ない	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理 対象間接費」という、)について、契約締結後、労働者確保に要す 事標準積算基準(宮成県土木部)に基づ公金額相当では適正な の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働	る方策に変更が生じ、宮城県土木部においては <u>-</u> 工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象	土木工
(1/刀 脚省 順床に関する原発力 仏やかけ 上ず			営繕費:労働者送迎費,宿泊費,借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用,賃金以外の食事,	通勤等に要する費用	
			2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。		出した
			1)共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散 通勤等に要する費用)の割合:		- # m
			3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計する の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び 明書類(領収書, 領収書の出ないものは金額の適切性を証明す について協議するものとする。	《実績変更対象間接費について実際に支払った全	ての証
			4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すっない。	べき事由による増加費用については、設計変更の対	対象とし
			5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計 際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、官 土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差 の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計	『城県土木部においては土木工事標準積算基準(し引いた費用を加算して算出する。なお,全ての証	宮城県
			6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合につい 合がある。		
			7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について髪		
(2)労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事			本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に		
24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更					
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ ある	● ない	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せるを存むい場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納出書等)を添付するものする。なお、添付する証明書類(契約書及び納出書等)と添付するものする。なお、添付する証明書類(契約書及び納出書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納出者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)とする。	受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を活動し発注者に提出し筋護するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等)2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」)3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由4製造・生産工場を選定した理由5見積も9書6その他、必要と思われる事項	
25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算		<u> </u>			
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ ಹತ	● ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「〇〇地区(施工箇所〇〇、〇〇)、 〇人地区(施工箇所〇〇)、以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
26 その他					
(1)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について) ಹತ	● ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とか より各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び る。	い離が生じていることが確認されたため、積算基準	售書等に
			補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1		

特記事項

特 記 事 垻		
1 一般事項		
(1) 工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORNS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」 を作成し登録申請を行うこと。	
(2) 第三者の安全確保	一般の用に供する敷地の工事については利用者の安全に配慮すること。また, 現場 内に第三者が侵入しないよう, 施工区域を明確にし, 必要な措置を講じること。	
(3) 工事の周知	工事着手後速やかに, 現地に工事予告看板を設置すると共に, 近隣住民へ工事案 内等を配布するなど工事の周知に努めること。また, 工事案内等を配布する際は監督 員に提出してから行うこと。	
(4) 苦情·要望等	住民からの苦情・要望があった場合には、速やかに監督職員に報告し対応等について監督職員の指示を受けること。 工事着手前に、近隣住民及び関係者と十分調整を図り、円滑に施工出来るよう努めること。	
(5) 現場内の管理	現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。	
(6) 過積載の防止	ダンプトラック等で資材を運搬する際、過積載防止対策についての計画を施工計画 書に記載すること(運転する車輌の主要諸元、ナンバー、過積載防止についての具体 的な内容等)。	
(7) 殼処理・処分先について	処理・処分先は、積算上の条件明示であり施工を拘束するものではないことに留意してください。契約開始日において現場周辺の処理・処分場の稼働状況により処理・処分先を設計変更の対象とします。	
(8) 施工地域等補正について	一般交通の影響あり(2)-2としています。	
(9) 事前測量及び設計図書と現地調査の相違	1. 受注者は工事着手に先立ち事前測量を実施し、その成果をまとめ監督職員に資料を提出し承認を得ること。 2. 着手前瀬査において、本設計書との相違点が確認された場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、対応を検討し書面で協議すること。	
(10) 週休2日工事(現場閉所型)について	1. 週休2日工事の対象期間は、現場施工に着手した日(準備期間を除く。)から現場施工が完了した日(後片付け期間を除く。)までとし、次に掲げる期間を除く。(1) 年始年末休暇の6日間 (2) 夏季休暇の3日間 (3) 工場製作のみを実施している期間 (4) 工事全体を一時休止している期間 (5) 発注者があらかじめ対象外とする期間 (6) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 (6) 受注者の責による可場所を余儀なくされる期間 (2) 災害または天候の不順等による現場情所は、休工日として認めるものとする。なお、災害時の緊急要請等による現場作業が発生し、場合及び異常気象による作業不衡側下が多く発生した場合等における休工日、対象期間の取り扱いについては、受発注者間の協議により決定するものとする。3. 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日に事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。4. 受注者は、当該工事が週休241工事であるととを対外的に周知することを目的とした看板(以下)PPR看板(以下)や工事現場に設置するものとする。5. 受注者は、対象期間の開始日から月毎に、休日等の取得実績について、別に定める様式により発注者、提出するものとする。	
2 その他		
(1) 角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱につ いて	1. 暴力団等の排除について (1) 乙が、この契約の履行期間中に角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱という。)別表の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。 (2) 乙は、排除措置要綱との措置要件に該当し、角田市から指名除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託ささせた者が、排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、当該下請負契約等の解除を求めることがある。 (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員及び暴力団関係者(以下「暴力団員等という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに市長に報告するとともに警察へ通報をしなければならない。また、この契約の所請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、当該下請負人等に対し、市長に報告するとともに警察への通報を行うよう指導しなければならない。 なた、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、当該下請負人等に対し、市長に報告するとともに警察への通報を行うよう指導しなければならない。 なが書を受けたときは、当該下請負人等に対し、市長に報告するとともに警察への通報を行うよう指導しなければならない。 なが書を受け、発注者への報告、関係機関への通報及び捜査協力がおればならない。 なお、暴力団員等からの不当要求又は妨害を受け、発注者への報告、関係機関への通報及び捜査協力が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。	
(2) その他	本工事において、施工していく上で疑義が生じた際は速やかに監督員へ報告すること	